

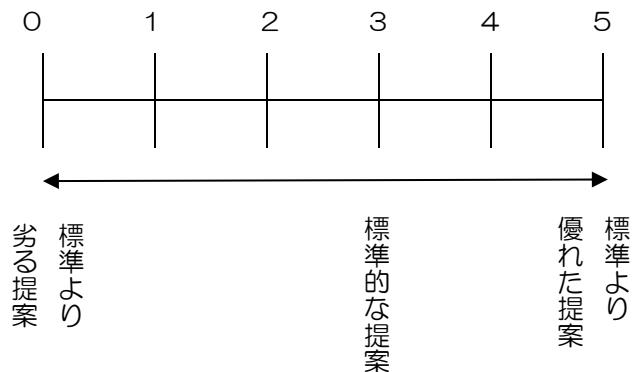
審 査 基 準 表
(適正服薬支援のための薬剤情報通知事業委託)

審査項目	審査内容	配点	倍数	総合
内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に踏まえ、業務目的が達成される企画となっているか。	5	2	50
	業務の遂行に必要な関係機関との連携・調整や、本事業の財源として活用予定の国庫補助事業の趣旨に十分配慮された提案となっているか。	5	3	
	抽出条件は効果的な勧奨を考慮した提案となっているか。また、勧奨資材には工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。	5	3	
	計画的な業務スケジュールとなっているか。	5	2	
独自性	提案内容に、独自の取組があるか。	5	3	15
運営体制	事後の問い合わせ等を含め業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。	5	2	20
	情報セキュリティ対策の重要性を認識し、厳重に管理されているか。	5	2	
経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	5	1	10
	提案価格に優位性はあるか（1—提案金額/契約上限額）×配点。※小数点以下切り捨て	5	1	
実績	本業務を受託するに相応しい、同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	2	10
合 計				105

【審査方法】

- (1) 委員は、各審査項目について審査を行い、6段階で採点する。
- (2) 全ての委員の点数を合計し、最高点数となった参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (3) 委員の合計点数が最低基準点（「105点×委員数」の6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点（「105点×委員数」の6割）以上になったときは、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】



【契約結果の公表】

契約結果については、県ホームページ上で公開することとする。